

## 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション料金表

算定項目	単位/回	地域加算(10.66円)	ご利用料金		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費(20分)	308	3283円	329円/回	657円/回	985円/回
介護予防訪問リハビリテーション費(20分)	298	3176円	318円/回	636円/回	953円/回

## ＜訪問リハビリテーションその他加算項目＞

算定項目	単位	地域加算(10.66円)	ご利用料金		
			1割負担	2割負担	3割負担
短期集中リハビリテーション実施加算※1	200	2132円	214円/回	427円/回	640円/回
リハビリテーションマネジメント加算1※2	180	1918円	192円/月	384円/月	576円/月
リハビリテーションマネジメント加算2※3	213	2270円	227円/月	454円/月	681円/月
リハビリテーションマネジメント加算3※4	270	2878円	288円/月	576円/月	864円/月
認知症短期集中リハビリテーション実施加算※5	240	2558円	256円/回	512円/回	768円/回
口腔連携強化加算※6	50	533円	54円/回	107円/回	160円/回
訪問リハ計画診療未実施減算※7	-50	-533円	-54円/回	-107円/回	-160円/回
退院時共同指導加算※8	600	6396円	640円/回	1280円/回	1919円/回
訪問リハ移行支援加算※9	17	181円	19円/回	37円/回	55円/回
訪問リハサービス提供体制強化加算 I ※10	6	63円	7円/回	13円/回	19円/回

## ＜予防訪問リハビリテーションその他加算項目＞

算定項目	単位	地域加算(10.66円)	ご利用料金		
			1割負担	2割負担	3割負担
短期集中リハビリテーション実施加算※1	200	2132円	214円/回	427円/回	640円/回
口腔連携強化加算※6	50	533円	54円/回	107円/回	160円/回
予防訪問リハ計画診療未実施減算※7	-50	-533円	-54円/回	-107円/回	-160円/回
予防訪問リハ12月超減算※11	-30	-319円	-32円/回	-64円/回	-96円/回
退院時共同指導加算※8	600	6396円	640円/回	1280円/回	1919円/回
予防訪問リハサービス提供体制強化加算 I ※10	6	63円	7円/回	13円/回	19円/回

※1 リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日又は要介護(要支援)認定の効力が生じた日から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを行った場合。

※2 以下のいずれにも適合すること。

- (1) 事業所の医師が、訪問リハビリテーションの実施に当たり、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、ご利用者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおけるご利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行うこと。
- (1) における指示を行った医師又は指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、指示の内容が(1)に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録すること。
- (2) リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地からご利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、リハビリテーション会議の内容を記録すること。
- (3) リハビリテーション計画について、計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がご利用者又はその家族に対して説明し、ご利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告すること。
- (4) 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直していること。
- (5) 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。
- (6) 以下のいずれかに適合すること。
- ・事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者とご利用者の居宅を訪問し、従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
  - ・事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、ご利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと
- (7) (1) から (6) までに適合することを確認し、記録すること。
- ※3 上記※2の要件に加え、ご利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- ※4 ※2もしくは※3に加えて、リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合、※2もしくは※3の算定に追加して算定する
- ※5 次の要件を満たす場合、1週に2日を限度として加算。  
認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が、その退院(所)日又は訪問開始日から3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行うこと。
- ※6 ・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。  
・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分C000に掲げる歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。
- ※7 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、訪問リハビリテーションを行った場合。
- ※8 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導(※)を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。  
※利用者又はその家族に対して、病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者と利用者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅でのリハビリテーション計画に反映させることをいう。
- ※9 次のいずれにも適合すること。
- (1) 評価対象期間において訪問リハビリテーションの提供した利用者のうち、指定通所介護を実施した利用者の占める割合が100分の5を超えていること。
- (2) 評価対象期間中に訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション終了者に対して、電話等により、指定通所介護等の実施状況を確認し、記録すること。
- (3) 12を指定訪問リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で序して得た数が100分の25以上であること。
- (4) リハビリテーション修了者が通所介護等の事業所へ移行するに当たり、ご利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提出すること。
- ※10 指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が7年以上の者が1名以上いれば算定可能であること。
- ※11 利用を開始した月から起算して12月を超えた機関に介護予防通所リハビリテーションを行った場合以下に該当した場合には、減算なし。
- ・3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること。
  - ・利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。